## 個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

富士石油健康保険組合では、健康診査事業および高額医療給付に関する交付金 交付事業において個人データを共同利用していますので、法律で求められてい る①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範 囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者もしくは名称につ いて、以下のとおり公表します。

## 1. 事業主との健康診査事業の共同実施

(1) 共同利用する趣旨

当健康保険組合では、被保険者の健康管理を考えるうえで効率的、効果的であるため、健診データを事業主と共同利用する。

(2) 共同利用する個人データ項目

人間ドック健診および生活習慣病健診における次の項目 健診受診者の被保険者証記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、健 診受診日、健診実施機関名称および健診結果データ

- (3) 共同利用する者の範囲 事業主の健康管理担当者、産業医および当健康保険組合の健診担当者
- (4) 共同利用する者の利用目的 健診記録の保管、健康指導および健康相談、健診結果の分析
- (5) 個人データ管理責任者もしくは名称 当健康保険組合の常務理事および事業主の個人情報管理責任者

## 2. 健康保険組合連合会との高額医療に関する交付金交付事業

(1) 共同利用する趣旨

健康保険組合と健康保険組合連合会では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健康保険組合連合会から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明

細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健康保険組合連合会・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当健康保険組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

(2) 共同利用する個人データ項目 前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総 括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

(3) 共同利用する者の範囲

富士石油健康保険組合 高額医療交付金交付事務担当者 健康保険組合連合会 高額医療グループ職員

業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部・情報システム 事業部および協力会社

(4) 共同利用する者の利用目的

当健康保険組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、 医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。 健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請 を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正 な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上 のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについ て公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

(5) 個人データ管理責任者もしくは名称

当健康保険組合の常務理事および健康保険組合連合会の高額医療グループ グループマネージャー